

社会福祉法人 蒲生野会 役員及び評議員の報酬・旅費規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人蒲生野会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、役員としての職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、役員としての職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で算定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額。
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(給与規程第3条に定める日とする。)
 - (2) 賞与 毎年原則6月及び12月(給与規程第18条に基づき、法人の定める計算方法及び支給方法で支給する。)
 - (3) 退職慰労金 常勤理事が退職した場合にその者(死亡による退職の場合はその遺族)に支給する。(給与規程第35条に基づき支給する。)
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことが出来る。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。法人の会議等については、別表第6のとおり支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 給与規程第7条に基づき、月額に1円未満の端数があるときはそれぞれの端数を切り捨てた額を持って支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月22日より施行する。

社会福祉法人 蒲生野会 役員及び評議員の報酬・旅費規程

別表第1（常勤の理事の報酬）

職員を兼務する常勤の理事は支給しない。
職員を兼務しない常勤の理事の報酬月額は、職員として採用されているものとして、給与規程に則して算出し、支給する。

別表第2（常勤理事の賞与）

職員を兼務する常勤の理事は支給しない。
職員を兼務しない常勤の理事の賞与は、職員として採用されているものとして、給与規程に則して、給与規程第18条に基づいて支給する。

別表第3（常勤理事の退職金算定式）

職員を兼務する常勤の理事は支給しない。
職員を兼務しない常勤の理事の退職金は、職員として採用されているものとして、給与規程に則して、給与規程第35条に基づいて支給する。

別表第4（非常勤の役員の報酬）

(1)理事

イ 理事長	日 額
理事会等会議への出席及び法人・施設業務のための出勤	16,705円
ロ 理事	日 額
理事会等会議への出席及び法人・施設業務のための出勤	8,352円

(2)監事

	日 額
監事監査等への出席及び法人・施設業務のための出勤	8,352円

別表第5（評議員の報酬）

	日 額
評議員会等への出席及び法人・施設業務のための出勤	5,568円

別表第6（法人の会議等に出勤の旅費）

理事・監事・評議員	一回あたり
法人の会議等への出勤及び法人・施設業務のための出勤	2,000円

(尚、公共交通機関を利用しての会議出席等については、その実費を支給することもある。)